

〒  
東京都

令和2年7月14日

保護者 様  
様

世田谷区保育部  
保育認定・調整課長 有馬 秀人

### 育児休業復帰予定者の復職時期等の取り扱いに関する注意事項について

日頃より世田谷区の保育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、育児休業復帰予定者の復職時期等についての取り扱いを感染状況に鑑みて、これまで適宜変更してきたところです。

現時点での取り扱いについて、下記のとおり改めてお知らせするとともに、お問い合わせが多い項目についても明記しましたので、ご確認の程よろしく願います。

なお、本通知は4月以降入園したお子さんのうち、各入園月の申込締切日時点において、産前産後休業・育児休業を取得しているご家庭及び自営業等で出産及び育児のため休業していたご家庭にお送りしております。

#### 記

#### 1 復職の時期について

10月31日(土)までに職場に復職すること。

※外勤の方は復職後、2週間以内に「復職証明書」を入園担当あてご提出ください。

10月末日までに提出できない場合は、事前に下記担当までご連絡ください。

##### 【注意点】

4月から6月までは、お勤め先の休業等により必ずしもお子さんの登園開始月中の復職を求めていますでしたが、7月以降は、月に1日も登園しないことを条件に育児休業の延長を認めているため、お子さんの登園月中に復職してください。

なお予定していた復職が会社都合により変更になった場合は、下記担当あてご連絡ください。

#### 2 保育料及び区立園延長保育料（以下、「保育料」という。）について

育児休業からの復職予定者のお子さんの保育料等については、7月分までは登園（利用）日数に応じて保育料等を算定、8月、9月分においては該当月に1日も登園（利用）しなかった場合のみ全額免除し、1日でも登園（利用）した場合は1か月分の保育料等を徴収いたします。

10月分以降については、通常の手続きのとおり、登園（利用）の有無、日数に関わらず1か月分の保育料等を徴収いたします。

※育児休業からの復職予定者以外のご家庭の取り扱いとは異なりますのでご注意ください。

##### 【注意点】

8月、9月分の免除対象となるお子さんは、育児休業の対象となっているお子さんとそのきょうだいです（ともに在園していること）。